■2018年度Ａ日程早期卒業者特別入試法律科目試験
「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

条例の法的性格について一般的に論じた上で、憲法上、「法律」によることが明記されている罰則の制定と課税について条例で行うことの可否を論ずる問題であった。

条例が地方自治の具体的現れとして、各地方公共団体が自主的に定めることのできるものであり、地方議会により制定される条例については準法律的な民主的正当性をもつことを指摘することが解答の前提となる。

罰則の制定については、憲法31条、課税については、84条の条文を参照すれば問題の所在が明らかになる。通説は、いずれについても条例によることを可能と解するが、法律で定めることが「国民の代表」による同意を意味することが理解できていれば、準法律的な性格を有する条例によって刑罰や課税を定めることができることが自ずから導かれるであろう。

以上